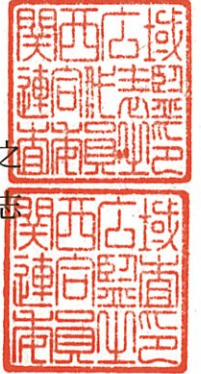


関 広 監 第 1 8 号
平成28年8月23日

関西広域連合長 井戸 敏三 様
関西広域連合議会議長 西沢 貴朗 様

関西広域連合監査委員 中務 裕之
関西広域連合監査委員 田中 健志



監査結果の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

1 監査の概要

(1) 監査の範囲

平成27年度における財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

(2) 監査対象機関

本部事務局及び分野事務局

(3) 監査実施日

平成28年8月2日

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として監査した。

2 監査の結果

所管している事務全般について監査を実施したところ、地方自治法及び関連規程に基づき、概ね、適正に処理されているものと認められた。

今後とも、関西広域連合の設立趣旨を踏まえ、本部事務局及び各分野事務局が連携し、適正かつ効果的な事務の執行、施策の推進に努められたい。